

○守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者選考委員会規則

平成25年2月25日規則第13号

改正

平成27年12月24日規則第27号

令和5年3月27日規則第22号

守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者選考委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、守口市附属機関条例（平成25年守口市条例第3号）第4条の規定に基づき、守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者選考委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、守口市附属機関条例第2条の表第1号に掲げる当該担当事務について審査し、市長に答申する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、市立認定こども園主管課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月24日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月27日規則第22号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。